大阪市立保育所の民間委託の実施にあたって (民間委託新実施基準)

平成20年10月 大阪市こども青少年局

目 次

~	はじめに	~	
	10.0.1		

1	民間委託を進めるにあたっての基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2		
3	児童への影響が最小限になるように努めます	
4	保育の質の維持・向上に努めます	
	民間委託の進め方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	委託する保育所の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	委託する保育所の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	保護者説明会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	委託先法人の選定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	保育内容の引継ぎ(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	別紙 民間委託する保育所の選定基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
ſ	参考〕民間委託実施の公表から委託の開始まで【標準的なスケジュール】 ・・・	9

~ はじめに~

大阪市では、増大かつ多様化する保育ニーズに応えるため、公立・民間双方の保育所があいまって保育施策の推進に努めています。

その中で公立保育所は、これまでの実績や特色を踏まえながら、障害児など配慮を要する児童の積極的な受入れなど、地域のセーフティネットとしての役割を果たすとともに、一時保育、休日保育等多様な保育サービスの提供、さらには、地域子育て支援センターとして、在宅の子育て家庭の支援のためにも積極的な役割を果たしていくことが期待されており、今後より一層の機能充実が求められております。

現下の厳しい財政状況の中で、これらを推進していくためには、限られた人的・物的資源を有効に活用することが必要であり、このため、平成25年度を目標年度とする「公立保育所の再編整備計画」に基づき、公立保育所を70か所程度に集約化し機能の充実を図るとともに、残る公立保育所約50か所程度の運営を社会福祉法人に委託するなど、抜本的な再編整備を進めているところです。

平成20年4月1日現在、135か所(内3か所休止中)の公立保育所のうち、待機児童の解消という観点から選択して21か所の運営を社会福祉法人に委託してきています。

公立保育所の民間委託にあたっては、保護者のご理解が何よりも必要なことから、これまでも 保護者説明会等において丁寧な説明に努めるとともに、ご意見やご要望には誠意をもって対応し、 様々な改善をしながら進めてきたところです。

しかしながら、この間の民間委託の実施状況や保護者のご意見等を検証する中で、『 委託する保育所の選定方法について、これまでの待機児童の解消に資するという基準では優先的に実施する保育サービス圏域 (以下「エリア」という)が限定され、民間委託する保育所が集中することになるため、広く全市的に民間委託を推進することができるような選定方法について検討する必要があること、 委託する保育所の公表から実施までの準備期間については1年以上の期間を確保するとともに、保護者の保育所選択に資する観点から、保育所の一斉入所受付までに公表するように見直す必要があること、 委託先法人については、透明性や公平性を確保する観点から公募による選定について検討する必要があること』などが明らかになり、このため、これまでの民間委託の手法等について見直しを進め、新たな基準を策定することといたしました。

本市といたしましては、本「実施基準」に基づき、平成18年に策定した「公立保育所の再編整備計画」のより円滑な推進に努めてまいります。市民の皆さま方の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

保育サービス圏域とは

本市では、行政区を基本として市内を35のエリアに分割し、保育所入所をはじめと する多様な保育ニーズに的確に対応することとしています。

民間委託を進めるにあたっての基本的考え方

民間委託にあたっては、行政として十分に説明責任を果たし、保護者の方々の不安の解消に 努めるとともに、ご理解とご協力を得ながら進めていくことが重要であると考えています。

これまでの保護者説明会等でいただいたご意見やご要望、また、この間の民間委託の実績や 実施状況を踏まえ、本市の民間委託についての基本的な考え方を改めて整理しました。

今後とも、この基本的な考え方に立って、ご理解が得られるよう誠意をもって対応し、安心 できる保育環境の確保に努めていきます。

基本的な考え方

- 1 引き続き大阪市が設置主体としての責任を担うとともに、 民間活力の導入により柔軟、かつ効率的な運営を図ります
- 2 積極的な情報提供と保護者の意見反映に努めます
- 3 児童への影響が最小限になるように努めます
- 4 保育の質の維持・向上に努めます
- 1 引き続き大阪市が設置主体としての責任を担うとともに、民間活力の導入により 柔軟、かつ効率的な運営を図ります

公設置民営方式を採用することにより、委託後も大阪市立保育所に変わりはなく、引き続き本市が設置主体としての責任を担います。

大阪市立保育所の保育内容の継続を図るため、業務委託方式を採用し、委託業務の適正な 遂行について、指導・監査を行います。

大阪市立保育所の保育内容の継続とは

- ・ 国が定めた「保育所保育指針」及び大阪市立保育所の保育内容をまとめた「大阪市保育計画」に基づき保育を実施します。
- ・保育士の配置基準は現在と変わりません。
- ・民間委託後も保育料は変わりません。
- ・日々の保育の内容や年間行事等について、現在の内容を継続します。また、継続するにあたり新たな費用負担を求めません。
- ・障害児など配慮の必要な児童に対して一人ひとりを大切にする保育を継続します。
- ・給食について、現在の献立内容を継続するとともに、手づくりおやつやアレル ギー症状のある子どもへの代替食の提供などについても現在の対応を継続します。

民間活力の導入による迅速な対応や効率的な運営により児童の処遇向上を図るとともに、新たな行事の実施など柔軟な運営を図ります。

2 積極的な情報提供と保護者の意見反映に努めます

委託に関わる情報について、大阪市こども青少年局のホームページをはじめ広報紙に掲載 するなど積極的な情報提供に努めます。

委託する保育所の公表から委託実施までの間、数回にわたって保護者説明会を開催します。 また、保護者全員に保護者説明会議事録を配付します。

既に民間委託した保育所の見学会を希望に応じて開催します。

委託先法人は公募により選定します(P5参照)が、法人の決定後、当該法人が運営する 保育所についても希望に応じて見学会を開催します。

工事に伴う使用建材などの安全性についてご理解いただくため、カタログや見本等を保育 所内に設置します。

委託条件について、保育所内で閲覧ができるようにします。

委託先法人に第三者評価を義務付け、その受審結果を公表します。

必要に応じて個別相談の機会も設けます。

保護者のご意見をお聞きするため、「ご意見箱」を保育所内に設置します。

委託先法人の選定にあたり、当該保育所の継承すべき点や、委託後の保育所運営に期待すること等について選定委員へ伝達するため、保護者の意向調査を実施します。

委託後も、保育所運営について保護者アンケートを実施します。

委託後も、必要に応じて、保護者代表、委託先法人、保育所、本市からなる意見交換の場 を設定します。

3 児童への影響が最小限になるように努めます

委託を実施する概ね3か月前から、当該保育所の保育方針をはじめ年間保育計画や給食の献立等の引継ぎを行ったうえで、児童一人ひとりの状況を把握するために、本市職員と委託先法人職員が合同で保育する時間を設定し、丁寧な引継ぎを行います。また、委託後担任となるクラスに入るなど、段階的に引継ぎの密度を濃くしていく中で、児童や保護者との信頼関係の構築を図ります。(P6参照)

障害児やアレルギー症児など配慮が必要な児童について、本市の栄養士や看護師、調理員等の専門職員が児童一人ひとりの状況に応じた引継ぎを行います。

職員が入れ替わることによる児童への影響が最小限になるよう、委託初年度の1年間、委託前に当該保育所に勤務していた本市職員(所長を含む保育士)を5名程度委託先法人に派遣します

委託初年度の1年間、次期所長予定者である委託先法人職員を副所長として、国が定める 配置基準に加えて配置し、保育所運営全般について引継ぎを行います。

民間委託を行うにあたり、必要に応じて、保育室等の美装化工事を実施しますが、工事に あたっては児童の安全対策に万全を期すとともに、防じん・防音対策を徹底するなど、児童 や保育への影響が最小限になるよう努めます。

4 保育の質の維持・向上に努めます

委託後の職員の経験年数に配慮し、バランスの取れた職員集団の構築を図ります。

委託後もエリアを統括する本市の保育士をはじめ、本市の栄養士や調理員が定期的に保育 所を巡回し、指導にあたります。

保育所からの要請のもと、委託後もエリアを担当する本市の看護師が巡回し、指導にあたります。

委託業務の適正な遂行について、毎年監査を実施し、適切な保育所運営を図ります。

委託保育所に勤務する職員の資質向上を図るため、研修会を開催します。

委託後も、必要に応じて、保護者代表、委託先法人、保育所、本市からなる意見交換の場 を設定し、委託後の保育所運営や新たな保育サービスの導入等について話し合います。

委託後の保育の質の維持・向上を図る指針となるよう、委託先法人に第三者評価の受審を義務付けます。

参考:イメージ図

安心できる保育環境の確保



積極的な情報提供と 保護者意見の反映 /

児童への影響の軽減

- ・委託前の引継ぎ
- ・委託後の引継ぎ
- ・配慮を要する児童への本 市専門職員による引継ぎ
- ・工事等の安全対策など
- ・ホームページ等への掲載
- ・保護者説明会の開催
- 委託済保育所等の見学
- 委託条件等の情報提供
- ・第三者評価の受審結果の
- ・保護者の意向調査等実施
- ・意見交換の場の設定など

保育の質の維持・向上

- ・バランスの取れた職員集団 の構築
- ・本市専門職員による指導
- ・職員研修会の開催
- ・意見交換の場の設定
- ・第三者評価受審の義務付け

民間活力の導入による柔軟かつ効率的な運営

設置主体としての大阪市の責任

民間委託の進め方について

1 委託する保育所の選定

別紙「民間委託する保育所の選定基準」(P7参照)に基づき選定します。

2 委託する保育所の公表

民間委託を行うための準備期間については、保護者への十分な説明が必要であることから、 1年半程度の期間を確保するとともに、委託する保育所名については、保護者の保育所選択に 資する観点から、保育所一斉入所の受付までに公表します。

3 保護者説明会の開催

第1回保護者説明会

・ 本市の保育施策の現状や民間委託の考え方、当該保育所の選定理由などについて説明します。

第2回保護者説明会

- 委託先法人の選定方法や選定にかかるスケジュール等について説明します。
- ・ 保護者意向調査の実施について説明します。

第3回保護者説明会

- ・ 法人の応募状況等について報告します。
- ・ 工事案について説明します。

第4回保護者説明会

・ 委託先法人の選定経過等について報告するとともに、委託先法人の紹介を行います。

第5回保護者説明会

- 引継ぎの具体的な内容やスケジュール等について説明します。
- ・ 委託後に当該保育所に勤務する委託先法人の職員を紹介します。

保育所職員体制の紹介

- ・ 委託初年度に当該保育所に勤務する委託先法人の職員や本市からの派遣職員を紹介します。
- ・ クラス担任を発表します。

4 委託先法人の選定

選定にあたっては、客観性と専門性を確保する観点から有識者(学識経験者・弁護士・公認会計士等)からなる「大阪市立保育所運営業務委託予定者選定会議」(以下、「選定会議」という)を設置し、「選定会議」において、書類審査、実地調査、面接等に基づき、業務委託予定者を選定のうえ、本市に報告します。本市では、その報告に基づき委託先法人を決定します。

(1)委託先法人の募集

公募により行います。

応募資格

大阪府内で認可保育所の運営に実績のある社会福祉法人とします。

(2)業務委託予定者選定の流れ

第1回選定会議

- ・ 審議の客観性を確保するため、選定基準や選定項目、配点等について定めます。
- ・ 選定の進め方等について打ち合わせます。

第2回選定会議

・ 選定会議委員により、委託する保育所の現地確認を行います。

第3回選定会議

・ 応募書類による選考を行います。

実地調査の実施

- ・ 選定会議委員により書類選考で選定された法人の運営する保育所の実地調査を行います。 第4回選定会議
- ・ 選定会議委員により法人の理事長等の面接を行います。
- ・ 実地調査や面接結果をもとに、選定会議として業務委託予定者を選定し、本市へ報告します。

委託先法人の決定

・ 選定会議の報告を受け、本市として委託先法人を決定します。

5 保育内容の引継ぎ

(1)委託前の引継ぎ(委託前に3か月程度かけて行います)

第一段階として、当該保育所の保育方針、年間保育計画、年間行事計画、年間指導計画、 給食の献立等を引き継ぎます。

第二段階として、本市職員と委託先法人の職員が合同で保育する時間を設定し、日々の保育の中で、児童一人ひとりの状況把握に努めます。併せて、児童票などにより児童の状況を情報管理に配慮しながら引き継ぎます。

第三段階として、委託初年度のクラス担任を決定し、現在の担任と合同で保育を実施します。

(2)委託後の引継ぎ(委託初年度に1年間かけて行います)

職員が入れ替わることによる児童への影響が最小限になるよう、委託初年度の1年間、委託前に当該保育所に勤務していた本市職員(所長を含む保育士)を5名程度委託先法人に派遣します。

委託初年度の1年間、次期所長予定者である委託先法人職員を副所長として、国が定める 配置基準に加えて配置し、保育所運営全般について引継ぎを行います。

民間委託する保育所の選定基準

1 選定にあたっての基本的な考え方

大阪市では、行政区を基本として市内を35保育サービス圏域(以下「エリア」という)に分割し、各エリアにおいて、公立・民間双方の保育所があいまって、多様な保育サービスの提供に努めている。

この中で公立保育所が多数設置されているエリアについては、各エリア2か所程度を基本として公立保育所の集約化を図り、障害児など配慮を要する児童を積極的に受け入れるとともに、すべての子育て家庭を支援する役割を効果的に発揮できるよう、可能な限り地域子育て支援センターや一時保育・休日保育などの多機能化を推進することとしている。

従って、市内35エリアのうち3か所以上の公立保育所が設置されているエリアについて、 多機能化が既に実施されている保育所及び多機能化が今後予定されている保育所、または地理 的条件・利便性等から地域の子育て支援を推進するのに適した保育所を除いて、次の基準によ り民間委託を優先的に実施するエリア及び保育所を選定することとする。

- 2 優先的に実施するエリア及び保育所の選定基準
- (1) 実施するエリアの選定基準

公立保育所(公設置公営保育所)の設置箇所数の多いエリアから順に実施する。 エリアが一巡することを優先する。

ただし、同一年度内に統廃合の実施公表を行っているエリアを除く

(2)実施する保育所の選定基準

委託先法人が継続的に安定して保育所の運営を行うことができること、また、委託にあたっての施設の改善工事等が必要となる場合は、入所児童の負担軽減のため、その内容が軽微であるほうが望ましいことから、上記(1)により選定されたエリアにおいて、 入所状況、 施設状況の2項目を点数化し、合計値が高い保育所を優先して選定する。

また、合計値が同じであった場合は、入所率の高い保育所を優先する。

ただし、次の事項に該当する保育所は除く。

- ・ 統廃合により主たる受入れ先となり、受け入れた児童が在籍している保育所
- ・ 大規模な工事等が予定されているか、または実施中のため、委託前・後の引継ぎに支障 をきたす可能性がある保育所

3 保育所状況評価ポイント

入所状況(過去3か年の4月1日現在入所児童数の平均値を基準)

入 所 率【入所児童数/認可定員】	配点
1 1 0 %以上	1 0
100%以上	8
9 0 %以上	6
8 0 %以上	4
6 0 %以上	2
6 0 %未満	0

施設状況(保育所の法定耐用年数から経過年数を差し引いた年数による)

構		
鉄筋コンクリート (法定耐用年数50年)	重量鉄骨・鉄骨・木造 (同38年・同30年・同22年)	配点
4 0 年以上	2 0 年以上	1 0
20~39年	15~19年	6
10~19年	10~14年	4
1~9年	1~9年	2
1 年未満	1 年未満	0

なお、外壁塗装や屋上防水等のリフレッシュ工事実施後、10年以内の 保育所においては、上記配点に対して2ポイント加算することとする。

委託する保育所の公表から委託の開始まで【標準的なスケジュール】

		主 な 事 項	保護者説明会	選定会議
	当該年4月			
	\$	・委託する保育所の選定作業		
	当該年9月			
委	当該年10月	・委託する保育所の公表	·周知文の配付 (当該保育所保護者へ) ·第1回保護者説明会の開催 (民間委託概要等の説明)	
委 託 実	当該年11月			
施 2 年	当該年12月			·第1回選定会議の開催 (選定基準等の検討)
前	翌年1月		·第2回保護者説明会の開催 (委託先法人の選定方法等の説明)	
	翌年2月	・委託先法人の募集		·第2回選定会議の開催 (委員による保育所現地確認等)
	翌年3月	・委託先法人の募集終了		
	翌年4月			·第3回選定会議の開催 (書類選考)
	翌年5月		·第3回保護者説明会の開催 (法人の応募状況等の報告等)	法人の運営する保育所の実 地 調査
	翌年6月			
	翌年7月			
委託	翌年8月		·第4回保護者説明会の開催 (委託先法人の選定経過等の報 告)	·第4回選定会議の開催 (面接の実施及び業務委託 予定者選定)
実	翌年9月			
施 1	翌年10月			
年前	翌年11月			
	翌年12月		·第5回保護者説明会の開催 (引継ぎにかかる詳細説明等)	
	翌々年1月	・保育内容の引継ぎ 開始 (事前研修、書面による引継 ぎ) ・合同保育の実施		
	翌々年2月			
	翌々年3月	—	·委託初年度の保育所職員の紹介 (クラス担任の発表等)	
委託	翌々年4月	・委託の実施		
実施	翌々年5月			
年 度	翌々年6月以降	・アンケートの実施等		